

事務連絡
令和3年3月26日

各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中
（参考：各都道府県 情報政策及び衛生主管部（局） 御中）

内閣官房 I T 総合戦略室

ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末の送付先の登録について

3月9日付け事務連絡「ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末送付先等に関する今後の作業」でタブレットの登録についてお願いしてきましたが、3月22日（月）までにタブレット端末の送付先の登録をされていない自治体につきましては、下記の要領に沿って、新たに登録が可能となったタブレット端末の追加送付先のリストをご提供頂きますようお願い申し上げます。

情報政策部局御担当におかれましては、衛生主管部（局）に速やかに連絡・共有をお願いいたします。

記

1. タブレット端末の送付先リストを未提出の自治体について

3月22日（月）の締切までにタブレット端末の送付先リストを未提出の自治体については、タブレット端末の送付先リストを、3月31日（水）までに登録して頂きますようお願いいたします。

登録にあたっては、3月9日付け事務連絡「ワクチン接種記録システム入力用タブレット端末送付先等に関する今後の作業」の内容に従って頂き、下記3.に留意しつつ、別紙様式に記載の上ご提出ください。

2. タブレット端末の送付先リストを提出済みの自治体について

すでに送付先リストを提出済みの自治体についても、3月22日（月）の締切以降に追加で登録すべきものがある場合は、3月31日（水）までに登録して頂きますようお願い致します。

なお、3月17日及び3月22日の当初登録の後、修正・変更のご連絡を頂いた自治体については、修正・変更が完全に反映できていない可能性がありますので、内閣官房IT室から、各自治体宛てに3月29日頃までにメールさせて頂く実際の送付先のリストをご確認の上、新たに追加すべき送付先をご登録頂きますようお願いいたします。

また、既に送付済のタブレット端末について、端末の使用場所の変更等が生じた場合には、自治体内で適宜転送いただくなど柔軟なご対応をよろしくお願いいたします。

3. 送付先リストへの記載上の留意点

別紙様式に記載の際は、下記の点にご留意頂きますようお願いいたします。

- ・一行ごとに発送伝票に入力するデータとして利用しますので、「同上」や「使用場所と同じ」などの表現は使わずに記載頂くようお願い致します。
- ・郵便番号は「半角数字と半角ハイフン」で記載頂くようお願い致します。
- ・住所は市の名前を省略せずに登録頂くようお願い致します。
- ・医療機関等向けメールアドレスは、GMIS IDの通知などに使用しますが、送付先登録期限に間に合わない場合は省略頂いても構いません。
- ・自治体コードはシステム上、各自治体を切り分けるために使用する重要なコードですので、必ず6桁で誤りなきよう登録頂くようお願い致します。
- ・ファイル名を「自治体コード（半角数字6桁）-様式.xlsx」としてください。
- ・メール件名の最初に「【端末送付先】」と記載ください。
- ・「digitalvaccine@digital.go.jp」と各都道府県の御担当部局を宛先にしてください。

3. 今後の対応について

今後のタブレット端末の送付先の追加や変更についての対応につきましては、追って改めてご連絡致します。

(以上)

連絡先 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 （三浦・山下・眞弓・小泉） 電話番号：03-3581-3484 メールアドレス：digitalvaccine@digital.go.jp
--